

議案第144号

福岡市指定障がい児入所施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び
運営に関する基準の一部改正に鑑み，指定障がい児入所施設等における諸記録について電磁
的記録による作成等を認める等の必要があるによる。

福岡市指定障がい児入所施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を
改正する条例

福岡市指定障がい児入所施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福
岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準（第56条－第59条）」を
「 第3節 運営に関する基準（第56条－第59条）
第4章 雑則（第60条）
」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第60条 指定障がい児入所施設等及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもの
のうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複
本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他
の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定され
るもの（第11条（第59条において準用する場合を含む。），第15条第1項（第59条において
準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当

該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障がい児入所施設等及びその従業者は，交付，説明，同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が障がい児又は入所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は当該入所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁氣的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は，令和3年7月1日から施行する。